

最高裁秘書第3125号

令和3年10月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和3年3月5日付け（同月8日受付、第021035号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年6月18日付け人合第253号外務省大臣官房人事課長「令和元年度在外公館赴任前研修（第5部研修）参加者の推薦について」（片面で13枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を不開示とした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

人合第 253 号

令和元年6月18日 (360)

各府省庁等人事担当課長 殿

外務省大臣官房人事課長



令和元年度在外公館赴任前研修（第5部研修）参加者  
の推薦について

当省では、毎年、各府省庁等から当省に出向し外務省員として在外公館に勤務する予定の者（在外公館警備対策官を除く）を対象に、在外公館赴任前研修（第5部研修）を実施しています。

本年度は、令和2年中に在外公館に赴任することが予定されている候補者を対象に、9月9日（月）より11月22日（金）までの間、外務省研修所において本研修を実施する予定です。

つきましては、下記の点にご留意の上、また、別添の第5部研修実施要領を参照しつつ、本研修への参加候補者を選り、7月16日（火）【期限厳守】までに、別添の研修員推薦名簿の書式により候補者の人事記録を添付の上、当方宛に公文書をもって推薦願います。

記

1. 本研修への参加

本研修カリキュラムには、語学研修以外に、在外勤務で各種業務を遂行する上で必要となる基本的な事項を講義する外務講義が含まれており、赴任準備や健康管理（含メンタルケア）等の他、外交政策、国際法、海外の安全対策、情報防護、外務省の通信情報システム等、外交官として生活し業務を遂行する上で必要な知識を取得するための講義内容となっています。当省としても本件研

修により多くの者が参加・出席し易いように研修カリキュラムの改善を図っておりますが、依然として、所属府省庁の業務の都合から出席率が著しく低い研修員が散見されます。貴府省庁等におかれても、外務省員として在外公館勤務を予定している者全員を本研修（語学研修・外務講義とともに）に参加させるよう、参加環境を整えていただきたく、ご協力をお願いいたします。

なお、当省に併任又は兼任発令が可能な国家公務員一般職等の研修員について本研修参加期間中は外務事務官の併任発令を行っており、より多くの研修員が本研修に集中して参加できるよう当省として配慮しております。

外務講義及び語学研修は以下の要領にて実施致します。

#### （1）外務講義

昨年と同様に、研修開始当初2週間（9月9日～9月20日）に集中して外務講義（政策講義及び実務講義）を実施いたします。なお、日程調整の都合がつかない講義は、右以外の期間に単発的に実施する予定です。

#### （2）語学研修

上記（1）の外務講義の終了後、語学研修を約9週間（9月24日～11月22日）語学力強化に特化し、自主研修と合わせて実施致します。なお、語学研修のみの受講は認めておりません。

（3）一定の基準を満たした研修員には、研修所長名で修了証書を授与いたします。

### 2. 在外職員の語学力

任地における語学力は極めて重要であり、外交力強化のためアタッシェについても、より一層の語学力の向上が求められています。平成28年2月16日付人合第144号「在外公館に勤務する職員の外国語能力（特に英語力）の向上に関する協力依頼」にても通知のとおり、在外公館への赴任予定者の推薦については、実務上の必要に鑑み、一定の語学力のある者を推薦頂きたく、別添の第5部研修実施要領「3. 研修員の推薦及び決定」を参照の上、選考願います。

### 3. 担当業務による個別研修

例年のとおり、研修員の在外公館における担当業務に応じ、第5部研修終了後に、以下の研修を個別に実施する予定です。詳細は、各担当部局より追って

ご連絡いたします。

(1) 経済協力担当官研修

経済協力担当予定の研修員に対し、3日間（11月下旬を目処）、外務本省において実施。

(2) 広報文化担当官研修

広報文化担当予定の研修員に対し、2日間（12月上旬を目処）外務本省他において実施。

(3) 領事担当官研修

領事担当予定の研修員に対し、来年1月頃に5日間、外務本省において実施。

(4) インフラ担当官研修

インフラ輸出担当予定の研修員に対し、1日間（上記（1）経済協力担当官研修と近接した時期）外務本省において実施。

#### 4. 外務公務員法で定めるところの欠格事由

日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者については、外務公務員として勤務することができます。貴府省庁等におかれても、在外公館への赴任予定者を推薦いただく際には、当該国籍についても事前に確認願います。

特に、出生地が外国で、当該国が出生地主義を採用している国であったため当該国籍が付与され、その後、当該国籍の離脱手続がなされていないまま二重国籍の状態が継続しているケースもあることから十分にご確認下さい。

参考：外国で出生し、管轄する在外公館に対して出生届を提出する際、国籍をも付与された場合、父または母が「日本国籍を留保する」欄に署名・押印し、これにより同届の転送を受けた本籍地では戸籍の記録において【国籍留保の届出日】が記載されます。この場合、二重国籍状態が継続していることが十分に予想されます。なお、在京外国大使館に対して当該外国籍の離脱にかかる手続を行い、離脱が認められたことを受けて、戸籍に係る所定の手続を行うことにより【外国籍喪失】の事実が記載されます。

#### 5. 外国籍配偶者を有する在外公館赴任予定職員について

当省においては、外国籍の配偶者を有する職員については、情報防護の観点から、その事実を考慮した上で人事異動を検討しております。

つきましては、貴省庁における在外公館赴任予定者のうち、以下に該当する職員がいる場合には、ご相談頂けますようお願い致します。

- (1) 外国籍配偶者を有する職員
- (2) 帰化によって日本国籍を取得した配偶者を有する職員
- (3) 法律上の婚姻関係に至らないが婚約関係、内縁関係等にある外国籍を有する、又は帰化によって日本国籍を取得した関係者を有する職員

## 6. 候補者及びその家族の健康管理について

近年、在外公館赴任直後に既往症等を有する職員や同伴家族が病状を悪化させるケースが散見されます。また、職員・同伴家族の別なく、生活環境の変化や言語・慣習の違いに戸惑い、精神（メンタル）面で不調を来し任地での生活に支障を生じ、やむなく任期途中での離任や、家族の単独帰国により二重生活になったり、離任や単独帰国にまで至らないもののそのケアのため少なからず館務の遂行に支障を生じているケースが多く報告されています。当省としては、未然にその防止に努めているところですが、貴府省庁におかれましてもその認識を共有願いたく、人選にあたっては職員のみならず、同伴を予定している家族を含めてその健康状態も考慮し、推薦願います。

## 7. 本研修に関する問い合わせ先

○推薦候補者の人事に関する事項：人事課 川崎（かわさき）

電話：03-3580-3311（内線 3414）、FAX：03-5501-8082。

電子メールアドレス：[REDACTED]

（メール照会は件名冒頭に（第5部研修関係）と入れて下さい）

○研修内容に関する事項：外務省研修所 栗原（くりはら） 中村（なかむら）

電話：042-766-8101（内線 8113／8101）、FAX：042-766-1766

電子メールアドレス：[REDACTED] / [REDACTED]

（メール照会は件名冒頭に（第5部研修関係）と入れて下さい）

○語学研修に関する事項：外務省研修所 須澤（すざわ）

電話：042-766-8101（内線 8115）、FAX：042-766-1766

電子メールアドレス：[REDACTED]

（メール照会は件名冒頭に（第5部研修関係）と入れて下さい）

付属添付

本信送付先 内閣官房内閣総務官  
人事院事務総局人事課長  
内閣府大臣官房人事課長  
公正取引委員会事務総局官房人事課長  
警察庁長官官房人事課長  
金融庁総務企画局総務課長  
総務省大臣官房秘書課長  
法務省大臣官房人事課長  
財務省大臣官房秘書課長  
文部科学省大臣官房人事課長  
厚生労働省大臣官房人事課長  
農林水産省大臣官房秘書課長  
経済産業省大臣官房秘書課長  
特許庁総務部秘書課長  
国土交通省大臣官房人事課長  
環境省大臣官房秘書課長  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房人事課長  
防衛省大臣官房秘書課長  
防衛省人事教育局人事計画・補任課長  
会計検査院事務総長官房人事課長  
衆議院事務局庶務部人事課長  
参議院事務局庶務部人事課長  
最高裁判所事務総局人事局任用課長

## 另添

### 在外公館へ出向予定の各府省庁等職員に対する令和元年度 在外公館赴任前研修（第5部研修）実施要領

外務省大臣官房人事課  
外 務 省 研 修 所

#### 1. 実施方針

在外公館に勤務する各府省庁等出身職員の職務遂行を容易にし、もって館務能率の増進に資するため、赴任前に外務省研修所において語学、実務その他の在外公館勤務に必要な事項について研修を行う。

#### 2. 実施要領

##### (1) 対象者

本研修の対象者は各府省庁等の職員で、令和2年中に外務省に出向の上、外務省員として在外公館に勤務する予定の者とする。（公益財団法人日本台湾交流協会の在外事務所に出向予定の者については、聴講生として受け入れる。）

##### (2) 研修期間

本年度は9月9日（月）より11月22日（金）まで。

（研修への途中参加及び研修期間中に出身省庁等の業務に従事することは認めない。）

なお、個別研修を上記研修終了後、以下のとおり実施する予定であるが、追って担当部局より詳細を案内する予定。

ア. 在外公館における担当業務として「経済協力」を予定している者に対して、11月下旬頃に3日間、外務本省において実施。

イ. 在外公館における担当業務として「広報文化」を予定している者に対して、12月上旬頃に2日間、外務本省他において実施。

ウ. 在外公館における担当業務として「領事」を予定している者に対して、明年1月頃に5日間、外務本省において実施。（兼務の場合も対象とする）

エ. 在外公館における担当業務として「インフラ輸出」を予定している者に対して、11月下旬頃に1日間、外務本省において実施。

※例年、前任者の担当業務をふまえ、名簿を作成しています。各府省庁におかれでは、研修員と調整願います。

##### (3) 研修場所

外務省研修所

住所：神奈川県相模原市南区相模大野4-2-1

電話：042-766-8101

##### (4) 研修内容

###### ア. 外務講義

外交官としての在外公館勤務に必要な一般事項、国際問題、文化教養等

についての講義を行う。

イ. 語学研修

各研修員の赴任予定公館における館務遂行上、最も必要とされる語学について研修を行う。当該語学は外務省大臣官房人事課長が指定する。

語学研修のクラスの編成及びレベルは、クラス分け試験の結果及び各研修員の履習歴等に基づいて研修所長が決定する。

以下のとおり、語学クラス分け試験を実施する。英語については、TOEIC/IP試験を実施する。 (別添クラス分け試験案内参照)

【試験場所】 外務省研修所（相模大野） 相模原市南区相模大野4-2-1

【試験日時】 英(TOEIC)、仏、独、露、西、葡、伊、韓、中の各言語

7月31日(水) 14:00~16:00

(※詳細は別紙参照)

【対象者】 原則として、全研修員（研修語は英語、仏語、独語、西語、露語、中国語、韓国語、葡語、伊語の9言語の中から決定される）

(注) なお、平成30年4月1日以降のTOEIC/IP試験結果を有する英語研修員は、同結果（コピー）を外務省研修所語学担当に事前に提出することを条件に本クラス分けのためのTOEIC/IP試験を免除します。

ウ. 任国情事情ブリーフ

10月7日(月)、10日(木)、17日(木)及び21日(月)の午後、本省において実施する。関係課室よりブリーフィングを受ける。

なお、対象は第5部研修員（全研修免除者は除く）のみとする。

エ. 米国国務省日本語研修員との交流（対象者のみ）

第1回：米国国務省日本語研修所（横浜）訪問・・・10月7日(月)で調整中

第2回：米国国務省日本語研修所員来所・・・10月21日(月)で調整中

オ. 実地研修（課外活動）

研修期間中に外交史料館、JAXA相模原キャンパス及び横須賀米軍基地において実地研修を行う。参加希望者が多数となる場合、参加は抽選で決定。

(日程別途調整)

カ. 「配偶者研修」（10月2日(水)及び3日(木)の2日間を予定）

赴任予定者の配偶者（または婚姻予定者）の希望者に対し、館員配偶者として必要な一般的心得、教養等についての講義を行う。

3. 研修員の推薦

各府省庁等は、次の要件を同時に充たす者を研修候補者として人選の上、人事担当課長より外務省大臣官房人事課長あて推薦する。

(別添様式の研修員推薦名簿(エクセル表)及び人事記録(写)を添付。)

- (1) 勤務成績優秀な者。
- (2) 赴任国の国語（英語及び仏語以外が国語である場合には、当該国語、英語及び仏語のうちいずれか一つ）について十分な語学力があり、かつ研修意欲のある者。さらに、実務上の必要に鑑み、以下の対応を御願いしたい。
- ア. TOEFL iBT 100点若しくはIELTS 7.0（又はTOEIC880点）以上の英語能力を有する者を推薦いただくことを推奨する。英語能力が右に至らない場合でも、原則、TOEFL iBT 80点若しくはIELTS6.5（又はTOEIC 730点）以上の者を推薦いただきたい。
- イ. 出向者の推薦にあたっては、以下ウの例外の者を除き、TOEFL iBT又はIELTSの点数を提出いただきたい。（TOEFL iBT又はIELTSの成績がない場合にはTOEICの成績で代替することも可とする。）
- ウ. TOEFL iBT, IELTS, TOEICの点数の提出を求めない場合は次のとおり。
- 米英等の大学・大学院の学位により、英語能力が実証できる者
- 英語以外の言語を母国語とする國の在外公館に赴任する者で、その言語の語学試験又は大学・大学院の学位により当該言語の能力が実証できる者
- ①フランス語 DELF/DALF A2以上又はフランス語検定準2級以上
- ②ドイツ語 Goethe-Zerifikat A2以上又はドイツ語検定2級以上
- ③ロシア語 ロシア語検定試験(TORFL) BasicLevel以上又はロシア語能力検定試験3級以上
- ④中国語 HSK 3級以上又は中国語検定3級以上
- ⑤韓国語 韓国語能力試験2級以上又はハングル能力検定準2級以上
- ⑥スペイン語 DELE A2以上又はスペイン語検定4級以上
- 過去に2年以上、国際機関や在外公館などでの勤務経験がある者、又は、過去に2年以上、赴任国での居住・勤務経験がある者（幼少期の居住経験は除く）
- なお、個別に英語能力が実証できる者、その他の外国語に堪能な者がいる場合には、外務省人事課に個別に相談願いたい。

語学のレベルは、最低限TOEICスコア730と同程度以上を目標とし、最終試験（研修修了の時点で実施）でこのレベルに達していない者については、目標レベルに達するまで在外発令を延期することもあり得る。

- (3) アタッシェの場合、赴任予定ポストの予算級以下の職員であり、かつ在勤中に予算級を超えて昇格することのない者。
- (4) 日本の国籍を有し、かつ、外国の国籍を有しない者（二重国籍不可）。  
（配偶者が外国国籍を有する場合は、配偶者国籍国と赴任予定国との関係上、配偶者の同伴に問題が生じることもあり得るので、外務省人事課に連絡の上、協議が必要。）

#### 4. 研修員の決定

外務省は、推薦を受けた研修候補者について、経歴等に照らして受入の可否を検討し、本研修への参加者を決定する。  
これを受け、各府省庁等におかれでは、各研修員に対し赴任前研修（第5部研

修) 以前においても、語学力の更なる向上を図るよう指導願います。

また、各研修員につき外務省が指定する内容の健康診断を実施し、健康診断結果を外務省へ送付願います(外務省人事課宛)。

#### 5. 研修員の身分上の取り扱い

各府省庁研修員については、原則として研修開始の日から終了の日まで外務事務官に併任の上、研修発令を行う。なお、事務合理化の観点から、併任発令についての人事当局間の了解文書等の交換は省略する。

#### 6. 研修費用(交通費等の旅費)

本研修受講に伴い交通費等費用が発生する場合には、派遣元各府省庁等が負担するものとする。

また、研修の一環として行われる課外活動に参加するために必要な移動等を行う場合に発生する交通費等の旅費については、各研修員が負担するものとする。

#### 7. 研修所合宿棟利用

本件研修参加者の片道通勤時間が概ね1時間30分以上の者は合宿棟利用申込書を提出することにより、受入可能な範囲で研修所合宿棟の利用を認める。詳細については、研修員が決定した後、別途通知する。

なお、上記2.(4)語学試験終了後、合宿棟利用希望者は合宿棟施設の見学が可能です。

令和元年在外公館赴任前研修(第5部研修)研修員推薦名簿

※ご担当者の連絡先を必ず明記願います

省庁名:○○省  
担当:○○課○○  
TEL 03-1234-5678  
メールアドレス ○○@○○.jp

\*外務公務員法では、外務公務員の欠格事由を定めており「外国籍を有する者は外務公務員法となることができない」と規定されています。例えば、出生地主義を採用する国で出生され当該国籍を付与されたまま現在に至っているケース等がありますので、貴府省におかれましては、

## 令和元年度第5部研修：語学クラス分け試験案内

2019年6月  
外務省研修所

第5部研修受講者に対し、語学クラス分け試験（英、仏、独、西、露、中、韓、葡、伊）を下記の要領で実施する予定です。研修員の語学レベルに応じ適切なカリキュラムの編成を行うため、原則として、当該語学の履修歴の有無にかかわらず全研修員が受験するようお願いします。

ただし、英語研修員については、前年（2018年）4月以降にTOEIC試験を受験していれば、そのスコアレポートの提出によりクラス分け試験を免除します。

また、「語学研修」の免除を希望する場合は、語学能力を証明する書類（英語については、原則TOEIC900点以上、その他の語学については同程度の語学力を証明するもの）及び留学・在外公館赴任歴を必ず当研修所に提出してください。

【重要】クラス分け試験は、あくまでも語学研修の受講者を対象としたレベルチェックのためのものです。  
同試験の結果を以て、語学研修を免除することは出来かねますので、ご了承下さい。

### 記

#### 1. 試験の種類

各研修語（英語、仏語、独語、西語、露語、中国語、韓国語、葡語、伊語）

(\*) 受講言語は一人一言語です。

(\*\*) 語学割り振りは、別紙の実績表を参考にしてください。研修言語を変更する場合は、所属省庁からの申し入れを踏まえ、赴任先の公館の意見を踏まえて決定することとなりますので、前広にご連絡願います。

#### 2. 日時等

(1) 7月31日（水） 14:00-16:00

独、仏、西、露、中、韓、葡、伊 担当講師による筆記／面接

英 TOEIC/IP。

(\*\*\* やむをえない事情で出席できない場合は、7月26日までに必ず研修所に連絡ください。

#### 3. 場所

外務省研修所（小田急線相模大野駅下車、徒歩15分、別添（地図）」参照）

神奈川県相模原市南区相模大野4-2-1

※試験は14:00から始まりますので、15分前にはご到着願います。

#### 4. 当日持参するもの

筆記用具（鉛筆、消しゴム）。辞書等は持ち込み不可。

#### 5. 問い合わせ先（担当）

研修所 語学総務（須澤、小林） Tel : 042-766-8101, Fax : 042-766-1766

Mail :

(了)

【参考】第5部研修/警備対策官研修 研修語 <公館別言語割り振り実績>

2019年6月18日  
外務省研修所 語学担当

【注】本資料は、研修実績(平成16年以降の第5部研修・警備対策官研修)を参考に作成したもので、在外公館全てを網羅しているものではありません。  
出身省庁(業務内容)や個別事情に応じて変更もあります。

	公館名	言語		公館名	言語		公館名	言語
ア ジ ア	インド大	英		ブラジル大	葡		アフガニスタン大	英
	コルカタ総	英		クリチバ総	葡		アラブ首長国連邦大	英
	チェンナイ総	英		サンパウロ総	葡		ドバイ大	英
	ムンバイ総	英		ペレン総	葡		イエメン大	英
	インドネシア大	英		マナウス総	葡		イスラエル大	英
	スラバヤ総	英		リオデジャネイロ総	葡		イラク大	英
	デンバサール総	英		レシフェ総	葡		イラン大	英
	メダン総	英		ペネズエラ大	西		オマーン大	英
	カンボジア大	英		ペルー大	西		クウェート大	英
	シンガポール大	英		ボリビア大	西		サウジアラビア大	英
	スリランカ大	英		パンジャーブス大	西		サウジアラビア大	英
	タイ大	英		メキシコ大	西		ジッダ総	英
	チエンマイ総	英		オーストラリア大	英		シリਆ大	英
	大韓民国大	韓		シドニー総	英		トルコ大	英
	济州総	韓		パース総	英		イスタンブル大	英
	釜山総	韓		ブリスベン総	英		バーレーン大	英
	中國大	中		メルボルン総	英		レバノン大	英
	広州総	中		トンガ大	英		ヨルダン大	英
	上海総	中		ニュージーランド大	英		アルジェリア大	仏
	貴陽総	中		オーガーランド総	英		アンゴラ大	葡
瀋陽総	中		バニアヌギニア大	英		ウガンダ大	英	
碧島総	中		フィンマー大	英		エジプト大	英	
香港総	英		ミクロネシア大	英		エチオピア大	英	
大連駐	中		アイルランド大	英		ガーナ大	英	
台灣・高雄事務所	中		アルゼンティナ大	葡		ギニア大	英	
ペルー大	英		アルメニア大(*1)	英/羅		ケニア大	英	
バキスタン大	英		イタリア大(*2)	伊/英		コートジボワール大	仏	
カラチ総	英		ミラノ総	伊		ザンビア大	英	
バングラデシュ大	英		ウクライナ大	羅		ジブチ大	仏	
東ティモール大	英		ウズベキスタン大	羅		ジンバブエ大	英	
フィリピン大	英		エストニア大	英		南スーダン大	英	
ブルネイ大	英		英國大	英		セネガル大	仏	
ベトナム大	英		エдинバラ総	英		タンザニア大	英	
ホーチミン総	英		オーストリア大	獨		チュニジア大	仏	
マレーシア大	英		オランダ大	英		ナイジェリア大	英	
コタキナバル総	英		カザフスタン大	羅		ブルキナファソ大	仏	
ペナン総	英		ギリシャ大	英		マダガスカル大	仏	
ミャンマー大	英		キルギス大	英		マリ大	仏	
モンゴル大	英		クロアチア大	英		南アフリカ共和国大	英	
ラオス大	英		ジョージア大	英		モザンビーク大	葡	
アメリカ合衆国大	英		スイス大	羅		モロッコ大	仏	
アトランタ総	英		スウェーデン大	英		リビア大	英	
サンフランシスコ総	英		スペイン大	西		ASEAN代	英	
シアトル総	英		バルセロナ総	西		国連代	英	
シカゴ総	英		ラスパルマス事務所	西		ウィーン代	英	
デトロイト総	英		スロバキア大	英		ジュネーブ代	英	
デンバー総	英		セルビア大	英		軍縮代	英	
ナッシュビル総	英		タジキスタン大	羅		OECD代	英	
ニューヨーク大	英		チエコ大	英		ユネスコ代(*6)	英/仏	
ハガニヤ大	英		トルコニスタン大	羅		EU代(*6)	英/仏	
ヒューストン総	英		デンマーク大	英				
ポートランド総	英		ドイツ大(*3)	独				
ボストン総	英		デュッセルドルフ総	独				
ホノルル総	英		ハンブルク総	獨				
マイアミ総	英		フランクフルト総	獨				
ロサンゼルス総	英		ミュンヘン総	獨				
カナダ大(IAO代表部、含)	英		ノルウェー大	英				
カルガリー総	英		バチカン大	伊				
トロント総	英		ハンガリー大	英				
バンクーバー総	英		フィンランド大	英				
モントリオール総	英		フランス大	仏				
アルゼンチン大	西		ストラスブール総(*4)	仏				
ウルグアイ大	西		マルセイユ総	仏				
エクアドル大	西		ブルガリア大	英				
エルサルバドル大	西		ベルギー大(*5)	仏				
キューバ大	西		ポーランド大	英				
グアテマラ大	西		ボルトガル大	葡				
コスタリカ大	西		リトアニア大	英				
コロンビア大	西		ルクセンブルク大	英				
ジャマイカ大	英		ルーマニア大	英				
チリ大	西		ロシア大	羅				
ミニカ共和国大	西		ウラジオストク総	羅				
トリニダード・トバゴ大	英		サンクトペテルブルク総	羅				
ニカラグア大	西		ハバロフスク総	羅				
ハイチ大	仏		ユジノサハリンスク総	羅				
パナマ大	西							
バラグアイ大	西							

\*1 警備対策官は韓語。

\*2 FAO担当(農水)は英語。  
広報文化担当(文科)は伊語。  
警備対策官は伊語。

\*3 英語も可(環境省)。

\*4 欧州評議会担当(最高級、参議院)は英語。  
英語に堪能で研修不要の場合は仏語も可。

\*5 WCO(世界税関機構、財務)は英語。

\*6 原則英語。  
英語に堪能で研修不要の場合は仏語も可。  
警備対策官は仏語。

# 外務省研修所

(ご案内) 小田急線相模大野駅より徒歩約15分。北口より中央エスカレーターを降り、コリドー街へ。  
突き当たりのエスカレーターを昇り、伊勢丹内2階連絡通路(営業日時に関係なく通行可能)、  
相模女子大学「グリーンホール」を経由し中央公園を縦断。公園を出て左折、正面入口に至る。

- 小田急線新宿駅より急行で約45分
- 千代田線霞ヶ関駅より(代々木上原駅で小田急線に乗換、急行で)約1時間
- 新幹線新横浜駅より(JR横浜線に乗換、町田駅下車後、小田急線に乗換)約50分
- 新幹線小田原駅より(小田急線に乗換、急行で)約1時間10分

【注: 上記所要時間にはいずれも相模大野駅からの徒歩時間(約15分)を含まず】

〒252-0303

神奈川県相模原市南区相模大野4丁目2番1号

電話: 042-766-8101 FAX: 042-766-1766

